

政策会議付議事案書 (令和4年11月8日)

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 佐藤 靖浩

<p>事案名</p>	<p>水無川「風の道」構想に定める構想路線について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>水無川「風の道」構想は、「自然環境とのふれあい」と「良好な交通環境の創出」を2本の柱とし、「市民生活に潤いを持たせる空間の創出」と「地域の活性化に向けた連携軸の整備」の実現を目指して平成22年5月に策定し、みずなし川緑地の整備等を推進してきました。 この度、構想の実現を進めるため、水無川右岸の構想路線について、具体的な取り扱いを定めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成22年5月 水無川「風の道」構想において、水無川右岸の<b>富士見大橋から桜橋、桜橋から秦野橋及び常盤橋から新常盤橋</b>までの区間について、構想路線に位置付ける。 平成28年3月 <b>常盤橋から新常盤橋</b>の区間について、本市の都市交通マスタープランである「はだの交通計画」改定に当たり、将来交通量を踏まえた将来道路網より除外される。 平成28年5月 <b>桜橋から秦野橋</b>の区間の市有地(貸付地)について、住宅(1棟)の建て替えに伴い道路用地として空地(W=3.5m)を確保した。 令和4年7月 <b>桜橋から秦野橋</b>の区間の市有地(貸付地)及び民有地について、既存住宅(合計2棟)の建て替え相談を受ける。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>水無川「風の道」構想に定める水無川右岸の構想路線について、次の取り扱いとすること。 (1) 区間別の考え方 ア 富士見大橋～緑風橋 平成27年度の「はだの交通計画」改定時の将来交通量推計において、人口減少に伴い将来交通量も減少し、既存の(都)秦野水無川線(左岸)により交通処理が十分可能と見込まれることから、新たな道路の整備は行わない。 イ 緑風橋～桜橋 既存道路や市有地等の活用により、魅力ある空間の整備及び歩行者動線の充実・安全を図るため、市道「上今川町7号線」を基本に有効幅員4.0メートル以上を確保する。 ウ 桜橋～秦野橋 イの目的と同様に市有地等を活用し、河川の護岸上部に歩行空間(歩行者自転車専用道)として有効幅員3.5メートルを確保する。 エ 常盤橋～新常盤橋 アと同様に将来交通量推計上、交通処理を目的とした道路整備は必要ないが、都市計画道路駅前水無川線の位置付けがある常盤橋の架け替えに支障が生じないように空地確保を図る。 (2) 確保した用地の取扱い (1)に基づき、対象となる路線内の市貸付地及び民有地について、契約更新や建築行為等の土地利用の際に、道路用地として空地確保を図り、確保した用地については、随時、整備(建設部対応)を行う。</p>	

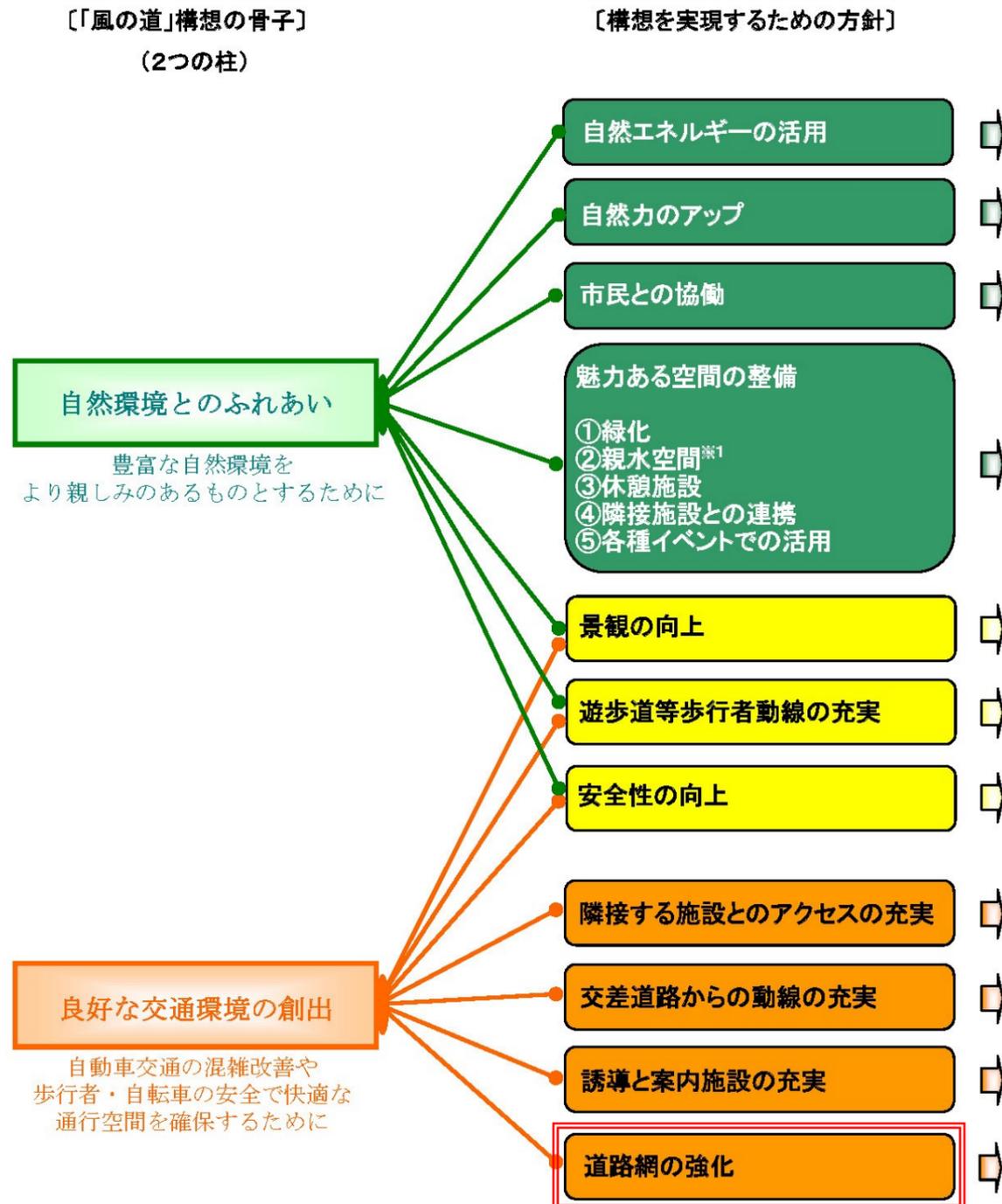
今後の  
取扱い

今後、構想路線の整備促進を図るため、本市のシンボルでもある水無川沿線のまちづくりに関連した交付金事業について調査研究していきます。

## 2 水無川「風の道」構想の実現に向けた方針

### (1) 構想を実現するための方針

テーマ: 市民生活に潤いを持たせる空間の創出と市域の活性化に向けた連携軸の整備



※1 親水空間：川や湖、海など水辺と人間が親しむ空間のこと

### 【方針の主なイメージ例】

- 風や太陽光などの自然エネルギーを活用したシステムの導入
- 場所や使われ方に応じて、多自然型護岸化※2や元来生息している動植物の保護
- 市民が管理する花壇やボランティア活動の拠点などの整備や水無川愛護ネットワークなどの形成
- ①多様な緑景観と木や花など緑量の確保  
②水や動植物とのふれあいを楽しむ親水空間の整備  
③散策の安心感を高めるための休憩スペース（トイレなど）づくり  
④隣接する既存の公園や主要施設との連携・活用  
⑤たばこ祭や市民交流の事業での活用
- 河川・道路・沿道建物とが一体となった景観形成と景観拠点の活用
- ハイキングや散歩など連続的な動線の確保やバリアフリーに配慮した遊歩道の整備・橋りょう下動線の改善
- 河川や道路空間利用に際しての防犯・防災設備の設置
- 隣接する公園や主要施設からバリアフリーに配慮した水無川河川敷への降りやすさや利用しやすさの向上
- 交通安全に配慮した橋りょうや交差道路から水無川河川敷への動線の確保・改善
- だれにでもわかり易い統一された案内板やサインの設置
- 市域道路網強化のための両岸道路の全区間整備

※2 多自然型護岸：水利特性や背後地の状況などを踏まえた上で、生物の良好な生息や生育環境と自然景観の保全、創出に配慮している護岸